

令和 5 年 第 12 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 5 年 11 月 10 日（金）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 27 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	欠
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	欠番		12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
欠	欠	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	欠
欠	河島 陽一	野田 眞語
欠	欠	

○欠席委員

農業委員

河野 公明

農地利用最適化推進委員

近藤 洋之

田中 起代登

竹村 寛治

吉川 勝弘

小田 直之

杉田 雅宏

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 58 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 00 分) 事務局長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 12 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 12 名中 11 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶申し上げます。

会 長 こんにちは。今日は大変お忙しい中、また、お疲れの所ご出席をして頂きましてありがとうございます。2 月の研修は決まり次第、事務局から連絡があるかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 5 年第 12 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、7 番 橋本孝博委員、8 番 山田哲郎委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 56 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 56 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	不知火 1	上田委員より
	申請番号 2 番は、	12 番	北岡委員より
	申請番号 3 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ説明を求めます。

上田推進委員 申請番号 1 番について説明します。これは前回の総会の時の○番の案件の申請漏れという事で、新たに申請された箇所になります。内容としては前回も申しましたが、譲渡人が亡くなられて、息子さんが耕作をもうしないという事で隣接する譲受人に相談をされたところ、息子さんが若く 20 代という事で規模拡大を考えているという事で何なく了承されたという事で、何ら問題ない案件だと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

北岡委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。圃場には現在柿が植えられておりまして、受人がこれを引き続き栽培してまいります。また、譲受人は農作業に従事する人数及び機械等におきましても問題ないと考えられますので、支障ないと考えられますので許可は可能と思われます。どうぞよろしくご審議お願い致します。

本田委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買になります。譲受人は長年果樹を栽培されており、今回柿を植えるという事です。農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和条件にも支障がないと認められることから許可は可能かと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 3 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 3 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって申請番号 1 番から 3 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上

程し、議題といたします。

議案第 57 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 57 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和5年11月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 4 番及び 5 番は、	5 番	村嶋委員より
申請番号 6 番は、	不知火 3	早川委員より
申請番号 7 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ説明を求めます。

橋本委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は○号線から○○方面に行って○○線に入ってすぐ左に曲がった所のちょっと行った所です。譲渡人と譲受人の土地が隣接しておりまして、譲受人から申請がっております。譲渡人は地元にはいらっしゃいませんので、そこは大丈夫ですという事でおっしゃっています。その土地は駐車場、並びに倉庫、資材置場に使用するという事で申請がっております。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

山田委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は貸駐車場となっております。場所が○○の南側になります。もともと申請地の隣に家が建ってまして、その横の貸駐車場なんですけどそこだけが転用がまだされていなかったということで申請がされております。もう現在駐車場として利用されているという事で、始末書が添付されております。隣接同意、排水同意も取られており何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

続きまして申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は資材置場及び仮設事務所という事でこれは○○事業による申請です。

場所が〇〇道路の〇〇に入るすぐ左側になります。隣接同意、排水同意とられております。何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

村嶋委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇中学校より〇〇方面へ 200m 位行った所の〇〇になっております。貸手と借手は姉と弟の関係です。転用理由は資材置場及び駐車場で既存施設の〇〇の拡張となっております。始末書添付とありますが、これは既に砂利が敷いてあった為の始末書添付となっております。

続きまして申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。これは売買です。転用事由は資材置場及び駐車場、それと既存施設の拡張です。それと始末書添付で、砂利が敷いてある為に始末書添付となっております。以上、4 番と 5 番は隣接しておりまして何ら問題ないかと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

早川推進委員

申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇地区の〇〇集落にあります。譲受人の圃場には取付け道路がありますが、非常に道幅が狭く、隣に川が流れているという非常に危険な状況にある為、今回贈与を受けた土地を活用して道幅を拡張し、車の切返し及び作業にきた際の駐車スペースとして使用するという事です。申請書提出前に生コンを打ち、施行してある為、始末書添付となっておりますが何ら問題ないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

本田委員

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請目的は精密機械や家畜の餌の飼料等を保管するための倉庫建築という事です。場所は〇〇町〇〇の〇〇の横になります。譲渡人と譲受人は、祖父と孫の関係で、譲受人の事務所に近接しており、事業運営上、適切と考え選定したという事です。排水同意はとれており、事前に砂利を敷いてあり始末書を出されており、許可は可能かと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ここで事務局より、案件についての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番及び 7 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当

し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号3番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、6ヶ月の一時転用となり、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号4番及び5番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、既存の敷地を拡張するものであり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号6番は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、農業用施設として利用するため、農用地区域内にある農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から7番について説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

山本推進委員 はい。

議 長 はい、山本委員、お願いします。

山本推進委員 修正といった感じになりますが、申請番号4番ですがこの字図がですね、〇〇〇-3 となっておりますが、これは隣接が〇〇〇-3 で色付きの所は〇〇〇-4 ですかね。なので、白地の方が〇〇〇-3 でしょう。

議 長 事務局お願いします。

事務局 こちらの資料で出ているのが、〇〇〇-3 と出てるんですけどその後に分筆がされておりまして、〇〇〇-4 になっております。

山本推進委員 では、これは、分筆ということですね。

議 長 事務局の方からもう一度説明をお願いします。

事務局 8頁の下の方なんですけれども、赤で囲ってある所の地番が〇〇〇-3 と記載されているのですが、4番で申請があっているのは〇〇〇-4 で申請があっています。これは、〇〇〇-3 から分筆されておりまして資料には反映されていないんですけども、赤で囲っている所は〇〇〇-4 になっていますので、すみません修正の程よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。他にどなたか質問等はございませんか。

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番から 7 番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 57 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 7 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 58 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案 58 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 58 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和5年11月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。
以上です。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見もないようですので、議案第 58 号について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 58 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これもちまして、令和 5 年第 12 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

（午後 2 時 27 分）事務局長の号令による、起立、礼。